

【Web 資料VI-⑥ あっせん・調停・仲裁の特徴一覧】

	あっせん	調 停	仲 裁
開始事由 (当事者申請)	一方申請 双方申請	双方申請 協約に基づく一方申請 公益事業に係る一方申請	双方申請 協約に基づく一方申請
労働委員会側 調整主体	あっせん員	調停委員会 (公労使委員三者構成)	仲裁委員会 (公益委員で構成)
解決案の提示	提示することも ある	原則提示	原則提示
解決案の受諾	任意	任意	労働協約と同一の効力を持って当事者を拘束
申請後の別の 調整方法選択	可能	可能	可能
当事者申請以 外の開始(*)	あり	あり	なし

* 国民の日常生活、国民経済に重大な影響をおこす恐れがある場合等に、労働争議の関係当事者の申請を待たずに調整を開始することがある。

資料出所：厚生労働省